

民主的市民の政治的態度形成と政治教育

荒 井 祐 介

- 1 政治教育の2つの方向性
- 2 政治および民主主義とは何か
- 3 現代民主主義の2つのモデル
- 4 民主的社会における政治的態度
：関与する可謬主義的な多元主義を手がかりに
- 5 民主的市民の政治的態度形成と政治教育

1 政治教育の2つの方向性

近年、我が国では、政治教育についての関心が高まっている。その契機の一つは、選挙権年齢の引き下げによって、学校における政治教育が重要な教育上の課題となったことにある（田中 2015, 広田 2015a, 2015b, 林 2016, 宮下 2016, 桑原 2017）。このような教育現場における政治教育の実践という課題に応じるかたちで、政治学や教育学において政治教育に関する研究業績が蓄積されつつあり（小玉 2003, 2016, 近藤 2005, 2013, 2016, 2018, 長沼・大久保 20012, 北山 2014, 新藤 2016）、日本政治学会や日本教育学会の年報においても政治教育に関する特集が組まれている（日本政治学会 2016, Japanese Educational Research Association 2019）。

民主的社会における政治教育には、大きく分けて、2つの方向性があると考えることができる。第1は、主権者として既存の民主的政治システムに関する情報と知識を学び、政治に関わることの重要性や意義

を習得するというものである。これは主権者教育と呼びうるものである。第2は、基礎的な政治的知識に基づいて、民主政治における市民としての他者との関わり合い方、すなわち政治的態度を学習し習得するというものである。

ビースタ (Gert J. Biesta) は、教育が果たす機能として、資格化 (qualification)、社会化 (socialization)、主体化 (subjectification) の3つを挙げる (Biesta 2010)。資格化は、学習者に対して、知識、技能、理解を提供することであり、あるいは彼らが「何かをする」ことを可能にするような性質や判断の形式を提供することである。社会化とは、教育の機能を通して、我々が特定の社会的、文化的、政治的な秩序の一部となる多くの方法に関するものである。主体化とは、「新参者」を既存の秩序にはめ込むことを表しているのではなく、そのような秩序からの独立を示唆するあり方や、個人がより包括的な秩序の一つの単なる「標本」ではないようなあり方のことを表している。ビースタが示す教育の3つの機能を踏まえると、主権者教育は資格化と社会化の機能を果たし、政治的態度の形成は主体化の機能を果たすものと考えられる。

現在の我が国の教育現場で行われている政治教育は、主に主権者教育として行われている。その背景としては、学校における政治的中立性の遵守が要求されていることがある。第2次世界大戦後の日本の教育では、教育と政治はお互いに関与すべき存在ではないとされてきた。1947年に制定された教育基本法では、政治教育について、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」としながら、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」として、学校の教育現場における政治的中立性を求めている。そのため、学校教育では、教育の政治的中立性の名のもとに政治的教養やシティズンシップに関する教育は避けられる傾向にあった。

選挙権年齢引き下げにともなって、学校の授業で政治教育を実施す

ることが求められるなかで、教師たちは政治的中立性をどのように維持するかという点で対応に苦慮することとなった。こうした教育現場での混乱を避けるため、文部科学省は、2015年10月29日に通知を出し、高等学校における生徒の政治活動に関して、休日や放課後に行う校外での活動については「生徒が判断し、行う」と認め、これまでの基準を緩和した（文部科学省 2015）。ただし、授業中や生徒会活動、部活動における政治活動については、これまでと同様に禁止された。また、休日や放課後の政治活動についても、校内については他の生徒の支障にならないよう、制限または禁止とされた。校外での政治活動に関して、それが法律に違反するおそれが高い場合には、制限または禁止が必要とされた。文科省はこの通知を出すことで大まかな基準を示したものの、実際の授業においては、教師が政治的中立性を判断する場面が多く存在する。

文科省は、基本的には政治教育を推進する立場をとっており、2015年9月には、総務省と連携して、投票の仕方や選挙の仕組み、模擬投票の仕方などをまとめた副教材『私たちが拓く日本の未来：有権者として求められる力を身に付けるために』をつくり、公表している（総務省・文部科学省 2015）。他方で、同時に作成した、教員が教える際の基準を示した「指導書」では、政治的に意見が分かれるテーマで教員が個人的な意見を言うことを避けるなど、中立性を守るよう繰り返し指摘もしている。

このように、日本の教育現場では、政治的中立性の保持ということが強く求められており、その結果、主権者教育に力点を置く傾向が強くなっている。しかしながら、政治教育には、主権者教育だけでなく、政治的態度の形成も不可欠である。政治教育を主権者教育の方向性のみで実践するならば、既存の政治システムや秩序に従順に従うだけの市民が育つことになり、既存の秩序の改善すべき点を明らかにし、新たな秩序を創造するような市民は育まれないであろう。他方で、政治に関する基礎的な情報や知識を学習することなしに、政治への積極的

な関わり合い方のみを学ぶならば、社会の全体性や公共性をあまり考慮しない利己的な主張を掲げた市民が政治過程に流れ込むかもしれない。それゆえ、政治教育においては、主権者教育と政治的態度の形成という2つの方向性がバランスよく実践されなければならない。

本稿では、民主的社会における市民の政治的態度のあり方について検討を行う。政治教育においては、民主的市民としてどのような政治的態度を習得すべきなのであろうか。この問題を考えるためには、そもそも「政治」および「民主主義」をどのように捉えるべきなのか、という点を明らかにしなければならない。政治がどのような営為であり、その政治的営為において民主主義とはどのような仕組みを意味するのか、これらの点を明らかにする作業を通して、民主的社会が要求する政治的市民のあり方が浮かび上がってくると思われる。

まず、第2節において、政治という営みをどのように理解すべきなのかという点を明らかにし、そのうえで、政治的運営方式の一形態である民主主義が、いかなる基本原理をもつシステムであるのか、そして近代社会において再び現実的な統治システムとして採用された際に直面した問題点について論じる。第3節では、その問題点を解決すべく提示された集約的民主主義モデル (aggregative democracy model) の意義と限界について検討し、さらに集約的民主主義モデルの代替的モデルとして提起された熟議民主主義モデル (deliberative democracy model) について取り上げる。第4節では、熟議民主主義モデルが要求する民主社会における市民としての他者との関わり合い方について、バーンスタイン (Richard J. Bernstein) の「関与する可謬主義的な多元主義 (engaged fallibilistic pluralism)」という考え方を提示する。

2 政治および民主主義とは何か

(1) 政治とはどのような営為か

政治とはどのような営為であるのか、という点については、これま

で多くの論者が様々な視座から論じてきており、その意味で唯一絶対の政治の定義は存在していない。政治の意味付けには多様な方法がある。たとえば、現実の政治的営為のいずれの側面に注目するかによって、大まかには次の4つの視座を考えることができるであろう。

第1に、「制御としての政治」である。政治の一つの意味として、主権者が、領土および市民を治めることという意味がある。この治めることとは、社会的状況や人々の生活が悪い状態に陥らないように手当を施し、より健全で望ましい状態へと導く作用を表しており、それは別の言葉でいえば、社会や共同体を制御するということである。この視座に立つ論者たちは、制御する主体である「国家」や「政府」、「統治者」に焦点を合わせた議論を展開してきた。

第2に、「権力としての政治」である。領土および市民を治めるとき、そこには何らかの強制力が働くことになる。この点に注目し、政治の権力的側面に焦点を合わせた議論も展開されてきた。

たとえば、ドイツの政治・社会学者ヴェーバー (Max Weber) の議論を挙げるができる (Weber 1919)。ヴェーバーは、制御の主体である国家は、あらゆる社会的課題に取り組むがゆえに、活動内容から定義することは難しいとする。そこで、国家を定義するとすれば、それが独占的に所有するある手段、すなわち「正当に独占された物理的な暴力の行使」という点に注目すべきであるという。政治とは、国家という政治団体の指導およびその指導の及ぼす権力のことであり、かつ権力の分け前に与ろうとする努力や、権力の分配を左右しようとする努力である。このように、ヴェーバーは、政治は、他者の抵抗を排して強制的に目的を達成するための直接的作用因としての権力の行使、獲得、配分、維持にかかわる活動と規定する。

第3に、「闘争としての政治」である。強制力・権力の行使による対立や利害の調整と社会全体の統合に対して、反対し抗う勢力が存在する可能性もある。ここから、政治の闘争的側面に注目する議論も展開されてきた。

政治を対立と闘争という角度から捉えようとした理論家として、マルクス (Karl Marx) を挙げることができる (Engels und Marx 1848)。マルクスは、『共産党宣言』の冒頭で、次のように述べている。「すべてこれまでの社会の歴史は階級闘争の歴史である。自由民と奴隷、貴族と平民、領主と農奴、ギルドの親方と職人、つまり抑圧するものと抑圧されるものとは、つねに対立し、ときには隠然と、ときには公然と、たえまない闘争をおこなってきた」。マルクスによれば、「政治権力なるものは、まさしく市民社会の内部における階級闘争の公的表現」である。

シュミット (Carl Schmitt) もまた、政治を論じる際にその闘争的側面を強調した (Schmitt 1963)。シュミットは、政治においては、「友と敵」の区別こそが本質であり、「友と敵」の対立が物理的殺戮の現実的可能性、すなわち内戦や戦争の危険が現実化するような場合に、それは政治的対立になるという。

このような、政治を特徴づけるものとして強制力や権力の側面、あるいは闘争的側面に着目することは、政治による価値剥奪的側面への関心を示唆している。しかし、政治には、人々の価値を剥奪するという機能だけではなく、人々に価値を付与・配分する機能も含まれている点に留意すべきである。すなわち、政治の第4の側面として、社会の意思決定を行いそれを実現するという「価値配分としての政治」を挙げることができる。

政治の価値付与的・価値配分的側面を強調するのが、イーストン (David Easton) である。イーストンは、政治とは「社会に対する諸価値の権威的配分」であると規定する (Easton 1953)。人間の求める価値の希少性から必然的に起こる対立があり、これを解決するために政治が権威的決定にもとづいて諸価値の配分を行うことになる。権威的決定というのは、価値の配分を求める人々がその決定に拘束されると考え、それを好むと好まざるとにかかわらず受け入れることを意味する。すなわち、権威とは、権力に正統性が備わっていることを意味する。諸

価値の配分とは、政府が社会からの要求に応じて利益、報酬、徴収、刑罰を配分することであり、実際の政治においては政策を通じて行われることになる。このように政治を理解するならば、価値配分の内容である政策の立案（政策立案）、その政策を決定する行為（政策決定）、その決定内容を実施する行為（政策実施）が含まれることになり、公共政策への関心へとつながっていく。

このように、現実の政治的営為の4つの側面から、「制御としての政治」、「権力としての政治」、「闘争としての政治」、「価値配分としての政治」という視座を得ることができるが、いずれの視座にも共通する要素は、政治が対立を前提にしているということである。つまり、政治という営為の本質的要素は価値の対立という点にある。価値の対立を前提として、その対立の制御やそれをめぐる権力行使、闘争、価値配分という側面が現れると考えることができる。政治の本質が価値の対立にあるという点は、たとえば、「政治は相対立する利益が公然と競合している中心にあって可能であり、実際にそこでもっともよく運営される」という見解や（Crick 1962: 18）、「人々は、政治的な領域では、常に、受容か拒否かという真剣な選択を迫られており、それが政治問題の本質なのである」という主張に見ることができる（白鳥 1968: i）。

政治が価値の対立を前提とするということは、現実の世界には様々な政治的選択肢が存在するということを意味する。そうした様々な政治的選択肢を前にして、我々は、いずれの選択肢を受け入れることができるのか、あるいは受け入れることができないのかという判断を下すのである。様々な選択肢が存在しないところには、政治もまた存在しないということになる。

丸山眞男は、現実を「可能性の束」として捉えることの重要性を指摘した（丸山 1996）。丸山によれば、「現実というものはいろいろな可能性の束」であり、「そのうちある可能性は将来に向かってますます伸びていくものであるかもしれない」し、「これにたいして別の可能性は将来に向かってますますすくなくなっていく可能性であるかもしれない」

という。そして、「いろいろな可能性の方向性を認識」し、「どの方向を今後伸ばしていくのが正しい、どの方向はより望ましくないからそれが伸びないようにチェックする、ということが政治的な選択」であるとする。

(2) 民主主義の基本原則と2つの条件

それでは、次に、このような政治を運営する一つの方式である民主主義とは、いかなる基本原則をもつシステムであるのか、という点を確認する。

民主主義が政治思想および現実の政治形態として登場したのは、紀元前5世紀頃の古代ギリシアのアテネであった。民主主義という用語は、多数者や人民を意味する‘*demos*’と、支配や権力を意味する‘*kratos*’が結合されたものであり、「多数者の支配」という意味である。この語源が示すように、民主主義の本質は、政治権力を多数者である市民が握るという点にある (Crick, 2002; Arblaster, 1987)。先の丸山の言葉を借りれば、様々な可能性のなかから、いずれの可能性を伸ばすのか、あるいはいずれの可能性を摘んでいくのかということ、多数者である市民が認識し、検討し、決定するシステムということになる。

多数者の支配が実現するためには、民主主義には2つの条件が含まれることになる。すなわち、第1に、全ての政治権力の源泉が市民にあるということ (人民主権)、第2に、市民自らが自分たちに関わる事柄について決定を行うこと、別の言い方をすれば自ら統治すること (市民による自己統治)、という2つの条件である。民主主義は、この2つの条件を同時に満たすことを求められるのであるが、とくに、第2の条件である市民の自己統治をめぐる常々悩まされてきたといえる。

アテネの民主主義において、「多数者の支配」という状況を実現するために考え出されたのが「自治の原理」であった (白鳥1984: 220)。多数者の支配とは、支配する多数者と支配される多数者が同時に存在することを意味する。この状況を成立させるためには、支配される者が

みずからを支配するという自治の原理が必要となる。自治の原理に基づく多数者の支配においては、決定は多数者によって下され、決定された結果もまた多数者に対して適用されることになる。アテネの民主主義の場合には、市民全員が集まる市民総会を通じて直接民主主義を実行することで、支配される者がみずからを支配するとのロジックを、たとえ形式的であっても貫徹することができた。

(3) 近代民主主義が直面した問題

アテネの民主主義が紀元前4世紀に崩壊してから18世紀に至るまで、民主主義は、現実の政治形態として登場することはなかった。18世紀に入って再び民主主義が現実の政治形態として採用されたとき、ここでは2つの問題に直面することとなった。

第1の問題は、国家の規模の問題である。アテネの民主主義が多数者の支配を実現できたのは、自治の原理にもとづいて、多数者の支配を「多数者による決定」として正当化し、市民全員が集まる市民総会を通じて直接民主主義を実践することができたからである。近代社会においては、市民全員が集まることを必要とする直接民主主義は物理的に不可能である。そこで、近代社会で採用される民主主義は、直接民主主義ではなく代表制民主主義とならざるをえない。

代表制民主主義において市民の自己統治を実現させるためには、政治的代表者が市民の意志を正確に政治過程に反映させることが必要となる。すなわち、政治的代表者の意志と市民の意志とがイコールで結ばれることで、多数者による決定を維持することができる。公共的な問題についての決定を行うのはあくまでも市民であり、政治的代表者はその市民の代理人に過ぎない存在と理解することで、多数者による支配を維持することはできる。

しかしながら、近代の代表制民主主義においては、政治的代表者である議員は、個別の市民の代理人ではなく信託に基づく全国民の代表者であり、選出母体の意志に拘束されない存在であるとされる。それ

は、市民の側から見れば、ひとたび議員を選出した以上、全国民の利益の判定者である議員の決定に従わねばならず、自己の意志との乖離を理由とした解任はできないということである。代表制民主主義の下では、支配する者は少数者で、支配される者が多数者であることは明らかだったのである。ルソー (Jean-Jacques Rousseau) は、この政治的現実を捉えて、代表制民主主義の下では、市民が自由なのは「議会の構成員を選挙する期間中だけのことで、選挙が終わってしまえばたちまち奴隷の身となり、なきに等しい存在となるのである」と鋭く指摘した (Rousseau 1968; 2005: 339)。

第2の問題は、市民の自己統治という条件に直接的に関わる問題である。すなわち、市民の能力に対する懐疑心という問題である。市民は、複雑で多様な公共的問題について、十分な情報をもち、正確に判断し、適切な解決策を見出すことができる存在なのだろうか。市民の能力に対する懐疑心は古くから提起されており、たとえば、プラトン (Plato) は、民主主義は無知な市民による支配であり国家を墮落させるものと考え、真の意味における哲学に通じ国家と社会を誤りなく洞察できる「哲人王」が統治者として相応しいと主張した (Plato 1974)。

20世紀の大衆社会において、市民の能力にあからさまな懐疑心を示したのがリップマン (Walter Lippmann) である。リップマンによれば、市民による自己統治という理想は、人民が「不可能な任務を背負わされ、達成できない理想を実現するように求められている」に等しいことである (Lippmann 1925; 2007: 14)。市民は、「公的な事柄すべてに意見を持つわけではなく」、「公的な事柄を指図するやり方もわからない」のであり、さらに言えば「何が起きているのか、なぜ起きているのか、何が起きるべきなのかわからない」 (Lippmann 1925; 2007: 27-28)。したがって、「彼がどれほど知りえたか私には想像できず、民衆の無知を結集すれば公的な事柄に持続的な指導力が生まれるとする神秘的な民主主義者の考えには、まったく根拠がない」と言い切る (Lippmann 1925; 2007: 28)。

なぜ市民は自己統治をする能力をもちえないのであろうか。現代の政治生活は多種多様なアクターが関与する複雑で移ろいやすい世界であり、我々はそのような世界を正確に認識し理解するだけの能力をもたない。そうした曖昧で混沌とした政治の世界で、我々は、「見てから定義しないで、定義してから見る」、すなわち「外界の、大きくて、盛んで、騒がしい混沌状態の中から、すでに我々の文化が我々のために定義してくれているものを拾い上げ」、「こうして拾い上げたものを、われわれの文化によってステレオタイプ化されたかたちのままで知覚」するのである (Lippmann 1922; 1987a: 111-112)。ステレオタイプは、秩序だった矛盾のない世界像を提供するものであり、そのような世界像にとって異質なものは排除され、我々は見慣れないものは見ないことにしてしまう (佐々木 2009: 150)。事実がどのように見られるかを決めるのはステレオタイプであり、我々は、その事実について違った見方をする人を「異端の人」あるいは「危険な人」と認定し、対立した見方をする人に対して寛容になれなくなり、遂には反対者は悪しき人間や陰謀を企てる存在と考えるようになってしまう (佐々木 2009: 151)。

このような真偽の基準を失った市民に自己統治を行うことを求めることは、もはや誤った理想である。そうであるとすれば、市民はむしろ政治の部外者としての位置に立ち、政治は公共政策に関わる少数の専門家たちの手に委ねるべきであると、リップマンは主張する。つまり、政治における市民の役割は、受動的で限定的なものに制限されるべきであるという。

「部外者はほとんどの場合、何が関連事項で何が当然なすべき考慮かを自分で判断することはできない。部外者が判断できることは、多分、その決定に利害関係のある諸集団の声に正しく耳が傾けられたか、もし投票があったのならその投票が誠実になされたのか、そしておそらく、その結果が誠実に受け入れられたか、ということであろう。……ある手続きを通じてふつうに

生じた結果が、自分の理想のよい生活と合致しない場合は、その手続自体が正しいかどうか疑問を呈することができる。しかし、もし部外者があらゆる場合にその手続きの代用を自分がつとめようとして、……“世論”をもちこもうとするならば、自分の混乱に輪をかけることになるであろう。彼は何事も一貫して考えつづけることをしなくなるであろう」(Lippmann 1922; 1987b: 261)。

3 現代民主主義の2つのモデル

(1) 集約的民主主義モデル

いま見てきたように、18世紀に再び現実の政治的運営方式として採用された民主主義は、共同体の規模の問題、および市民の能力への懐疑心という2つの問題に直面した。リップマンの議論においては、市民は政治的世界の部外者となり、少数の専門家が政治の主導権を握るという役割分担が示された。すなわち、多数者の支配としての民主主義の条件のひとつである市民の自己統治は、実現不可能なものとして退けられることとなった。それゆえ、現代の民主主義は、多数者の支配という基本的原理をいかに正当化するのかという問題に再び向かい合わねばならなくなった。

この多数者の支配の正当化の問題にひとつの解を示したのが、アメリカの経済学者であったシュンペーター (Joseph Schumpeter) である。

シュンペーターは、現代民主主義を次のように定義する。「民主主義的方法とは、政治決定に到達するために、個々人が人民の投票を獲得するための競争的闘争を行なうことにより決定力を得るような制度的装置である」(Schumpeter 1942: 269)。すなわち、シュンペーターは、少数の者が支配するという現実を受け入れたうえで、多数者の支配を「多数者による決定」ではなく「多数者による決定者の決定」と読み替えたのである。現代民主主義においては、市民の役割は、「何をする

か」を討議を通じて決定することではなく、「誰を統治者にするか」を競争的な選挙によって決めることである。政治において「何をするか」を決めるのは、専ら政治家や政府の役割とされる。

20世紀においては、このシュンペーター流の理解に基づく集約的民主主義モデルが、理論的にも実践的にも有力なものとなった。集約的民主主義モデルでは、個人や集団の選好が政治過程に表出され、それらの選好は互いに競争関係にある。政党や政治家は、可能な限り多くの市民の選好を満たす政策を提示して選挙で競争し、最終的には多数決原理に基づき政策を決定する。市民の選好は所与のものとして扱われ、市民の選好がどのように形成されたのか、政治過程への参加を通じた他者との相互作用の結果として市民の価値観や選好がどのように変化したのか、という点については関心がない。

集約的民主主義モデルにおける市民は、専ら自己利益を追求し、同じ利益を追求する人々と集団を形成し、その利益の実現を約束する政治的代表者を選挙で当選させることで、利益の成就を果たそうとする存在である。自らと異なる利益を追求する他の個人や集団は単なる競争相手であり、互いに影響を及ぼしあうことはない。他者の意見や主張に耳を傾けて自らの価値観を省察することよりも、自らの価値観に従って自己利益を主張する。自らの殻の中に閉じこもりながら自己利益を主張し、政治過程に表出される諸利益の中からいずれの利益を実現するか判断は専ら政治的代表者に委任する、というのが集約的民主主義モデルにおける市民の姿である。そのような市民にとって、必要となる政治的リテラシーは、いかに政治の場面で自分の利益を表明する方法だけとなるであろう。

このモデルにおける市民と政治的代表者の関係は、市場における消費者、企業、商品の関係になぞらえることができる。選挙という市場において、企業である政治家や政党が商品である政策を店頭に並べ、消費者としての市民はそれらの商品の中から最も好ましいものを選択する。そのとき、消費者は、同じ価値観を持つ他の消費者とはコミュ

ニケーションをとるかもしれないが、自分と異なる価値観を持つ消費者がどのような商品を選ぶのか、なぜその商品を選ぶのかについては、ほとんど関心を持たない。

集約的民主主義モデルは、第2次世界大戦後はおおむね機能していたと考えられるが、その要因として、第1に、集約的な意思決定を通じて、特定の集団や部門のみが利益を独占することが妨げられ、分散的な利益配分が実現していた点が挙げられる。第2次世界大戦後に民主主義諸国は経済成長を実現し、より多くの集団・部門への利益配分が可能であった。

第2に、先進民主主義国においては、程度の差はあるにせよ、福祉国家を実現できたことで、社会的集団や部門に組織化されていない人々にも恩恵をもたらすことができた。このことは、潜在的な異議申し立てを顕在化させないという効果をもつ。組織化されていない人々にとって、自分の生活だけを考えていても政治的利益配分に与ることができたということは、政治的な意思決定をめぐって他者と討議する必要性がなかったことも意味する。

しかしながら、1990年代に入ると、集約的民主主義モデルは行き詰まりを示すようになった。第1に、第2次世界大戦後に続いてきた経済成長が鈍化し、福祉国家の負担が増えるなかで、政府の利益配分リソースが縮小したため、集団や部門間の競争が激しくなり、利益配分に与れない集団・部門が不満を抱えるようになった。

第2に、財政の健全化および福祉国家の縮小が進められるなかで、特定の集団に組織化されていない、あるいは繋がりをもたない人々に対する利益配分が困難となり、これらの人々が政府や政治的代表者に対して利益実現の要求を突きつけるようになった。

第3に、グローバル化の進展、およびアイデンティティの多様化による多文化主義の台頭である。多文化主義は、集約的な意思決定過程を通じてはその利益を実現できない少数派が民主主義国の内部に存在することを可視化した。多文化主義は、市民に対して、異質な他者と

共生するために自身のアイデンティティや選好を変化させることを要求するものである (Gutmann, 1994)。

集約的民主主義モデルにおいては、個人や集団の選好が表出されれば、それが集約・調整されて利益配分が実現するとされていたが、もはやそのような集約的な意思決定様式では人々が満足するような利益配分を行うことは困難となっている。

集約的民主主義モデルにおいては、自分たちの要求や要望が実現されていないとすれば、それは政治的統治者が自分たちからの委任に对应していないということである。その場合、市民は、その責任を追求して、政権交代を実現したり、政治家を議員のポストから追放することで、自らの選好の実現を目指す。しかし、政権を変更したり、政治家や政党の勢力関係を変更しても、既存の制度や政策の変更には時間とコストがかかり、かつ変更の幅も極めて限定的であるため、政治的意思決定に不満をもつすべての人々の利益を満たすことはできない。このような不満を抱えた市民の間では、政府や政治的代表への信頼感が低下したり、政治に対する自身の無力感の増大が顕著となった。

(2) 熟議民主主義モデル

集約的民主主義モデルが行き詰まりを見せるなかで、それに代わる政治的意思決定の様式が模索されている。ここでは、集約的民主主義モデルと同じく少数の者が支配するという現実を受け入れたうえで、市民の役割は、「誰を統治者にするか」を競争的な選挙によって決めることだけでなく、「何をするか」にも積極的に関与することを目指している。

この20年ほどで、多くの政治理論家が議論し、かつ実践も行われてきたのは、熟議民主主義モデルである (Fishkin, 2009; Ackerman and Fishkin, 2004; Dryzek, 2000)。熟議民主主義モデルにおいては、集約的民主主義モデルとは対照的に、人間は変革されうるものだという見方が取られており、共通善の探求を促進するために熟議を行い、人々の選

好・要求の変更を促す。

熟議民主主義モデルは、数の力や利益の調整ではなく、「理由の検討」を通じて決定を行うことを求める。すなわち、意見を述べる際には他の人々にも受け入れ可能と思われる理由を述べ、その妥当性について吟味する。熟議的な意思決定とは、どの選好に最も数多くの支持があるかを決定することではなく、個人や集団が同意するどの提案が最善の理由によって支持されているかを決定することである (Young 2000: 23)。

フィッシュキン (James Fishkin) は、熟議の経験によって、「より良い市民」を育むことができるという。彼がいう「より良い市民」とは、公共の問題に対処する市民の能力、すなわち情報、有効性、公共精神、政治参加が発達した市民のことである (Fishkin 2009: 143)。

熟議民主主義モデルについては重要な批判もある。熟議民主主義で問題となるのは包摂性と排除である (田村 2017: 25-26)。ムフ (Chantal Mouffe) は、熟議民主主義が「政治的なもの」を理解しそこなっている点を指摘する。ここでいう「政治的なもの」とは和解不可能な敵対関係である。熟議的民主主義では、熟議を通じて合意形成を目指すことになるが、そもそも和解不能で合意に到達できない存在を必然的に排除することになる (Mouffe 2000)。我々は、非理性的なコミュニケーションに基づく意見をもつ人々を熟議の場に包摂することができるのだろうか、あるいは、和解不可能な敵対関係にある人々を熟議の場に包摂することができるのか。

ヤング (Iris Young) は、排除の形態として、外在的排除 (external exclusion) と内在的排除 (internal exclusion) を提示する (Young 2000: 53-57)。外在的排除とは、特定の個人や集団が討議や意思決定過程の場から排除されている一方で、別の個人や集団に対しては支配的なコントロールを認める形態の排除である。内在的排除とは、形式的には討議や意思決定の場に包摂されている人々が、要求を真剣に取り上げてもらえず、また対等な敬意をもって扱われていないと感じるようなかた

ちでの排除である。そこでは、特定の個人や集団の主張や表明は、愚かで単純で考慮に値しないものとして、他の個人や集団から無視され、退けられ、見下されるように扱われる。

ヤングは、熟議民主主義がもつ内在的排除の傾向を指摘する。熟議民主主義は、主張や提案などの議論に関する政治的コミュニケーションを制限する傾向があるという。なぜなら、そのような熟議民主主義においては、主張や提案にあたって、他者にも受け入れ可能な理由を示すことを求めるからである。

さらにいえば、熟議民主主義における議論では、語法や様式の面でも内在的排除の傾向を示す (Young 2000: 56)。熟議民主主義における分節性 (articulateness) の規範は、論理的つながりが不明確な主張や理由づけを低く評価する。非情念性 (dispassionateness) の規範は、身振り手振りの表現、感情的な言い方、そして比喩的表現などを評価せずに退けてしまう。すなわち、何を語ったかではなく、どのように語ったかを理由にして、特定の人々の主張や提案は真剣な熟慮の場から排除されてしまう。規律性 (orderliness) の規範は、辛辣であったり感情的であるような言い方は、それが人々の関心を誘発したり重要な点を指摘するのに効果的であったとしても、議論の場からは排除されてしまう。

熟議民主主義モデルは、人間は自己変容しうる存在であるとの立場をとりながらも、理性的な熟議を必要とする点で、熟議に参加できる市民を制限するという可能性を内包する。ヤングは、それを内在的排除と呼び、形式的には討議や意思決定の場に包摂されている人々が、要求を真剣に取り上げてもらえず、また対等な敬意をもって扱われていないと感じるようなかたちで、実質的には排除されることを鋭く指摘した。そうであるとすれば、熟議民主主義モデルにおいて重要な論点となるのは、熟議に関与する人々が、自分とは異なる他者に対して自身を閉じることなく、自己と他者の相互変容をするためには、どのような態度をとるべきなのか、という点にあるといえる。

4 民主的社会における政治的態度

：関与する可謬主義的な多元主義を手がかりに

集約的民主主義モデルでは、市民は専ら自分の利益を追求する存在であり、政治によって何を実現するかをめぐって異なる他者と直接的な開かれた討議を行うことはないとされる。様々な政治的選択肢のうちいずれの選択肢を選ぶのかを直接的に決定するのは、専ら専門家である政治家の役割である。このような集約的民主主義モデルにおいては、市民に求められる政治的リテラシーは、自分の利益を政治過程に表出するための方法だけとなる。

それに対して、熟議民主主義モデルにおいては、市民の自己変容の契機が内包されており、人々は自身に閉じることなく、異なる他者と互いに揺さぶり合うための政治的態度を身に付けることが要求される。この熟議民主主義モデルにおいて市民がとるべき政治的態度を考えるにあたっては、バーンスタインが提唱する「関与する可謬主義的な多元主義」という考え方が大きな示唆をもたらしてくれる。

(1) 関与する可謬主義的な多元主義とは何か

アメリカの哲学者であるバーンスタインは、アメリカのプラグマティストたちの思索から大きな影響を受けつつ、関与する可謬主義的な多元主義と名付けた考え方を提唱する。バーンスタインによれば、関与する可謬主義的な多元主義は、プラグマティズムの伝統の最良の側面を代表するものであり、真に民主主義的なエートスを育むために不可欠のものである。

バーンスタインは、プラグマティストたちの中心的主題として、①反基礎付け主義とデカルト主義批判、②可謬主義、③探求者の共同体と実践の社会性、④多元主義と偶然性、⑤行為者の視座、および理論と実践の連続性、⑥生き方としての民主主義を挙げる (Bernstein 2016: 2)。関与する可謬主義的な多元主義は、これらのプラグマティズムの

中心的主題が有機的に結合された概念であると理解することができる。

関与する可謬主義的な多元主義は、哲学的なレベルにおいては、唯一の普遍的な「神の視点」という考えそのものを拒絶し、互いに競い合う多様な哲学的視座をもちつつ、根源的に異なる様々な視座から学ぶことに対して開かれている義務と責任をもつことを要求する (Bernstein 2016: 3)。そして、実践的なレベルにおいては、見慣れず異質なものへの受動的な寛容にとどまらず、探求が本質的に共同的な自己修正の過程であると信じ、相互理解の達成に向けた真摯な試みを要求する (Bernstein 2016: 3)。

要するに、我々は、自分の先入観や思考様式に傾倒しがちであるが、他者の他者性を否定したり抑圧することなく、その他者の言葉に耳を傾けなければならないのである (Bernstein 2016: 34)。そのためには、次の2つの誘惑に警戒しなければならない。すなわち、他者の言っていることが不明瞭であるとか、もやもやしているとか、つまらないと非難して簡単に退けるといふ防御策を取る誘惑、および異他的なものでもいつでも簡単に自分たちの確立した語彙に翻訳できると思い込む誘惑である (Bernstein 1991: 335, 1997: 522)。

加えて、我々は、偶然性と機会こそが世界と人生の基本的特徴であると考えべきであるという。我々は、これから起こることを完全に統制することも予測することも決してできないのであり、それゆえ、予期せぬ偶然や対立への心構えとなる習慣や徳を育まなければならない (Bernstein 2016: 34)。

このような関与する可謬主義的な多元主義を実践することは、いかにして自身の視野を広げるかを学ぶことであり、それは困難な任務であると同時に決して完結することのない任務である (Bernstein 2016: 34)。

(2) 多元主義について

バーンスタインが提唱する関与する可謬主義的な多元主義をより詳細に理解するために、以下では、「多元主義」、「可謬主義」、「関与する

こと」についてバーンスタインがどのように論じているのかを見ておこう。

多元主義という考えについて、バーンスタインが拠り所とするのはジェイムズ (William James) の多元主義論である。ジェイムズは、世界は多元的であるとして、それは「統一感はあるが、どうやらそれもいろんなものが寄り集まった結果」であり、「こうした寄せ集めのゴツゴツした形を洗練する努力こそ、高次の思考のつとめにほかならない」という (James 2014: 5-6, 1961: 2-3)。そして、より大きな統一性が実際には成り立っていると仮定することで多くの発見と出会うことは否定しないが、「その方向に大きく突き進んでいるものの、絶対的な統一性はいまだ見つかっておらず、それはなおも限界概念にとどまっている」とする (James 2014: 5-6, 1961: 2-3)。ジェイムズは、統一性の意義そのものを否定することはしないが、一元論のようにそれを前提としたり絶対視するのではなく、統一性の中身自体をよく吟味することの必要性を強く要求する。

「もちろんジェイムズは、見たまま、感じたままの世界や経験で十分と述べているわけではない。秩序の探求はやめるわけにはいかないこと、単純化したり、思わぬ場面で統一性を見つけたりする作業が必要なことは、よく承知している。しかしそれでも、たったひとつの均質的な統一性という考えそのものを承服することはなかった。統一性の意義こそ否定しないものの、かたくなな一元論とは違い、それがどんな種類の統一性かを問うのが多元主義の立場なのである。実際にどの程度の統一性が見られるのか、それはどういう意味での統一性なのか、よく確認すべしということだ」 (Bernstein 2010: 59, 2017: 89)。

多元主義の立場をとる際に、我々は一つの問いを投げかけられるかもしれない。様々な考えや主張の間に対立が存在するとして、それら

の間は何らかの確固とした解決策をもたらし、永続的に対立を除去するような普遍的な方法が存在するのか、という問いである。

この点に関して、ポパー (Karl Popper) は、「フレームワークの神話」と呼ぶ考え方を示した。すなわち、我々は、「理論のフレームワーク、過去の期待、言語に囚われた囚人であり」、それらのフレームワークに閉じ込められているがゆえに、根源的に異なるフレームワークやパラダイムに囚われた人たちとコミュニケーションを取ることができない、というものである (Popper 1974: 56, 1985: 82)。この考え方によれば、「異なるフレームワークや語彙、パラダイムは互いに共約不可能なものであり、それぞれのフレームワーク内でなされる主張を評価し是非を判定しようと思っても、そのための普遍的基準はもちろん、共通の基準すら存在しない」ということになる (Bernstein 2010: 54, 2017: 81)。

プラグマティズムの多元主義者たちは、このような「フレームワークの神話」の考え方には与しない。プラグマティズムの多元主義者たちは、我々は所与の観点や志向性に基づいて語るかもしれないが、それらの囚人であるわけではなく、異なる視座をもつ人々と出会うことや自らの視座を広げることは可能であると考ええる。多元的な状況においては対立や不合意は避けられず、また、それらの対立を解決する永続的な合意に到達できる確たる根拠もないかもしれない。しかし、プラグマティズムの多元主義者たちにとって重要なことは、対立にどのように対応するのかという点である。我々はみな、他者の生活に対して明らかに盲目的であるかもしれないが、想像力や共感を働かせて、異なる見解を理解したり高く評価したりすることは可能である。「本気でお互いの相互理解（それは不同意の可能性を排除しない相互理解）を求める対話的応答」こそが、求められるべきことと考えるのである (Bernstein 1991: 336, 1997: 523)。

プラグマティズムの多元主義は、異なる観点を本気で理解しようと努めることを要求するとはいえ、「それを受け入れるとか、批判的な評価を控えるということではなく」、「批判的精神をわすれることなく、

別の観点、別のヴィジョンに向き合うように呼びかける」ものである (Bernstein 2010:62, 2017: 94)。そして、「フレームワークの神話」のような相対主義的な考え方とは対照的に、プラグマティズムの多元主義は、「たがいに手を伸べあい、批判的にかかわりあえる接点を見つけようではないか、と訴えるのである」 (Bernstein 2010:62, 2017: 94)。

社会に存在する対立を解決し除去する方法が存在するのか、という問いに対して、プラグマティズムの多元主義者たちは、「フレームワークの神話」のように共約不可能なフレームワーク同士の解決は不可能であるという考え方を退けるだけでなく、そもそも対立を除去するという考え方に反対する。民主的社会においては、次から次へと対立が生起するが、それらは社会にとって無用で混乱をもたらすものではなく、むしろ社会改革と正義の実現にとって無くてはならないものである。プラグマティストからすれば、「対立の除去は“見込みのない自己矛盾した理想”」でしかなく、社会生活は、個人の生活と同じように、「対立に悩まされながらも“崩れがちな協調関係”を絶えず再建しながら進んで行くもの」なのである (Westbrook 1993: 80)。

(3) 可謬主義について

次に、可謬主義とはどのような考え方であるのかを見てみよう。可謬主義を最初に明確なかたちで論じたのはパース (Charles Sanders Peirce) である。パースは、疑う余地がないだけでなく訂正の必要性すらない確たる事実が存在すると主張する基礎付け主義に反対の立場をとり、「いかなる知識の主張にも (より一般的にいえば、いかなる妥当性の主張にも) 異議の申し立て、修正、さらには棄却の可能性がある」という可謬主義の考え方を示した (Bernstein 2010: 36, 2017: 54)。

パースは、「疑う余地のない」ということと「訂正の必要性がない」ということを明確に峻別している。疑う余地のない信念や命題が存在することは容認するが、それらの信念や命題に疑義が挟まれることはできないという考えを受け入れることはできないのである。

この点で、可謬主義は、認識論的懐疑主義とも異なっている。認識論的懐疑主義は、「正真正銘の知識に訂正はありえないという幻想によって育まれるもの」であり、「知識と称するものが、どれもあとで誤りと判明するかもしれないとしたら、“本当の意味で知っている”といえるものは何もなくなってしまう」と考える (Bernstein 2010: 37, 2017: 54)。それに対して、可謬主義においては、知識の探求とは、「どんな主張も無事が保証されているわけではないが、全部の主張がいちどきに危うくなることもない、みずからを訂正していく企て」であると理解される (Bernstein 2010: 36-37, 2017: 54)。

パースの可謬主義が主張するのは、訂正の必要性がない絶対的な知識という考え方自体が、筋の通らない、捨て去らねばならない考え方だということである。可謬主義の立場に立つということは、知識を主張するにあたって、「可能な限り良質の証拠と強力な論証をそろえたうえで、人間である以上誤りの可能性があることを念頭におきながら、チェックに努める」ことが要求されることなのである (Bernstein 2010: 37, 2017: 55)。

「可謬主義は、頑健な意味で捉えるならば、希薄な認識論的教義ではない。可謬主義は、一連の徳ないし一連の実践から成り立つものであり、それは批判的なコミュニティのなかで慎み深く育まれることが必要である。可謬主義を志向する際には、自身の考えを公の場で審査にかけ、その考えに批判的な人々の声を注意深く聞くことを真に望むことが求められる。新たな仮説や推論を公式化したならば、それを公の場での厳しい審査にかけ、探求のコミュニティによる批評にさらすための想像力が要求される。可謬主義には、不確実性に対する高い寛容性と、最も大事にしてきた信念の誤りが明らかになったときにその信念を変更、修正、そして放棄する勇気が必要である。頑健な可謬主義は、(パースの影響を受けていた) ポパーが『オープン・ソサエ

ティ』と呼んだものを要求する。したがって、可謬主義には、我々と異なる人々や我々の考えに挑戦する人々に対する最低限の寛容以上のものが必要となる。我々は、彼らの批判や異議に正面から向き合い、答えを探す試みを行わなければならないのであり、その際にはお互いを尊重し合うことが求められるのである」(Bernstein 2005: 29-30)。

(4) 関与することについて

では、関与することについて、バーンスタインはどのように論じているのであろうか。我々が住む世界には多元的な考え方や知識が存在し、いずれの考え方や知識も修正や棄却の可能性があることを受け入れて他者と真摯に向き合うべきであるというとき、我々はどのように他者と関わり合うことが求められるのか。

バーンスタインによれば、自らとは異なる他者との関わり合い方ないし論証には2つのスタイルが存在するという。すなわち、敵対的(adversarial)ないし対決的(confrontational)な関わり合い方と対話的(dialogical)な関わり合い方である。

敵対的な関わり合い方とは、誤っているとみなす主張やテーゼと対決するとき、それを容赦なく追い立てるようなスタイルである。自身と異なる他者は敵とみなされ、その敵の立場の何が間違っているのかを具体的に特定し、その弱点を暴き立てることが論証の目的となる(Bernstein 1991: 337, 1997: 523)。敵対的な関わり合い方を実践するためには、敵の考え方や主張の細部に至るまで注意を払ってその誤謬を際立たせたり陳腐さを暴露したりするために、具体的で明確な主張や議論を首尾よく展開することが求められる(Bernstein 1991: 337, 1997: 523-524)。

このような関わり合い方は、曖昧な主張に対しては決して満足することがなく、論争の争点は何であるのかを正確に示すことを助け、さらには対決すべき欠点を曝け出してくれる(Bernstein 1991: 337, 1997:

524)。

対話的な関わり合い方は、敵対的な関わり合い方とは対照的に、他者が我々に何かを語ろうとしている、そして我々の理解に何らかの貢献をしてくれている、という前提から出発する (Bernstein 1991: 337, 1997: 524)。

対話的な関わり合い方においては、他者は敵ではなく対話のパートナーとみなされる。我々は、最大限の注意を払って他者がどのような立場に立っているのかを把握し、他者が語っていることや示すことに絶えず応答しなければならないが、そのためには、想像力と感受性を働かせ、解釈する力を鍛え上げることが求められる (Bernstein 1991: 337, 1997: 524)。

対話的な関わり合い方は他者との相互理解を目指すものであるが、それは必ずしも合意を意味するものではなく、依然として意見や考え方の不一致は存在しうる。しかし、対立は、不合意を明らかにする手段になるという意味で、対話的な関わり合い方においても重要なものとして位置付けられる。

この敵対的な関わり合い方と対話的な関わり合い方は、それぞれ行き過ぎた場合には危険も伴うという。敵対的な関わり合い方は、敵の弱点を暴露することや、誤っていると思われる点の非論理性を示すことに専ら関心が集中してしまうと、他者が何を語っているのかという点や、その議論に他者が貢献しているという事実に対して、盲目になってしまうかもしれない (Bernstein 1991: 337, 1997: 524)。対話的な関わり合い方の場合、他者の考え方や主張を批判的な立場から理解しようと努めない場合には、それは単なる同情的な抱擁に過ぎないものに墮してしまう。

したがって、バーンスタインは、敵対的な関わり合い方と対話的な関わり合い方の双方をバランス良く保つことが重要であると主張する (Bernstein 1991: 337-338, 1997: 524)。我々は、自身とは全く異質で不条理ですらある立場から糾弾してくる他者と向かい合ったとき、それを即

座に拒絶するのではなく、まずは最大限の注意を払って他者がどのような立場に立っているのかを把握し、そのうえで、真剣に批判的な評価を下すことに取り掛かるべきなのである。

5 民主的市民の政治的態度形成と政治教育

今日の民主主義は、集約的民主主義モデルの行き詰まりが明らかになるなかで、熟議的民主主義モデルが理論的にも実践的にも広く模索されている。この熟議的民主主義モデルにおいては、市民は、政治的代表者を選ぶだけの役割にはとどまらず、政治が何を行うかの決定にも関与する積極的な役割を与えられている。熟議的民主主義モデルでは、市民は、異なる他者を前提とし、他者に対して自身を閉じることなく、かつ他者と互いの立場を揺さぶり合う姿勢を保ちつづけ、自己と他者の相互変容を促し、絶えず自身の政治生活を省察することが要求される。

政治教育の一つの方向性は、民主政治における政治的市民としての政治的態度を涵養することである。そうであるとすれば、今日の政治教育に求められるのは、熟議的民主主義モデルにおける政治的市民の役割を果たすための政治的態度を育むことである。

バーンスタインの関与する可謬主義的な多元主義の考え方は、熟議民主主義における政治的態度を考えるにあたって、大きな示唆を与えてくれる。バーンスタインは、互いに競い合う多様な視座の存在を前提にして、自身の考えが誤っている可能性を否定せず、異なる視座から学び、自己変容を忌避することなく、他者との相互理解に向けて真摯に取り組むことを提唱する。

この関与する可謬主義的な多元主義の精神を育むことにより、市民は、利己的な議論に固執することから引き剥がされ、自らの視座の偏狭さ・狭隘さに気付かされ、偏見も是正される可能性をもつことになる。このような政治的態度を涵養する政治教育を実践することにより、

自分たちに関わる事柄について決定を行う市民という、民主主義の一つの条件の克服に一步近づくことができると思われる。

[付記] 本研究は、JSPS 科研費・基盤研究 (C) 「<哲学の女性性>とアメリカ哲学のグローバルな再生：政治教育の実践哲学教育」(研究代表者：齋藤直子 課題番号：17K04542)、および JSPS 国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 B) 「他なるものとの共存に向けた政治教育：日本先導によるアメリカ実践哲学の国際対話研究」(研究代表者：齋藤直子 課題番号：18KK0064) の助成を受けています。

参考文献

- Ackerman, Bruce and James Fishkin (2004) *Deliberation Day*, Yale University Press. (川岸令和・谷澤正嗣・青山豊訳 (2014) 『熟議の日：普通の市民が主権者になるために』早稲田大学出版部)
- Arai, Yusuke (2019) 'Modern Democratic Theories and Political Education in Japan,' in *Educational Studies in Japan: International Yearbook*, 13, 67-79.
- Arblaster, Anthony (1987) *Democracy*, Open University Press. (澁谷浩・中金聡訳 (1991) 『民主主義』昭和堂)
- Biesta, Gert J. J. (2010) *Good Education in an Age of Measurement: Ethics, Politics, Democracy*, Paradigm Publishers. (藤井啓之・玉木博章訳 (2016) 『よい教育とはなにか：倫理・政治・民主主義』白澤社)
- Bernstein, Richard J. (2016) *Pragmatic Encounters*, Routledge.
- Bernstein, Richard J. (2010) *The Pragmatic Turn*, Polity Press. (廣瀬覚・佐藤駿訳 (2017) 『哲学のプラグマティズム的転回』岩波書店)
- Bernstein, Richard J. (2005) *The Abuse of Evil: The Corruption of Politics and Religion since 9/11*, Polity.
- Bernstein, Richard J. (1991) *The New Constellation: The Ethical-Political Horizons of Modernity/Postmodernity*, Polity Press. (谷徹・谷優訳 (1997) 『手すりなき思考：現代思想の倫理—政治的地平』産業図書)
- Crick, Bernard (2002) *Democracy: A Very Short Introduction*, Oxford University Press. (添谷育志・金田耕一訳 (2004年) 『1冊でわかる デモクラシー』岩波書店)
- Crick, Bernard (1962) *In Defence of Politics*, University of Chicago Press. (前田康博訳 (1969) 『政治の弁証』岩波書店)

- Dahl, Robert (1998) *On Democracy*, Yale University Press. (中村孝文訳 (2001) 『デモクラシーとは何か』 岩波書店)
- Dahl, Robert and Edward Tufte (1973) *Size and Democracy*, Stanford University Press. (内山秀夫訳 (1979) 『規模とデモクラシー』 慶応通信)
- Dryzek, John (2000) *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*, Oxford University Press.
- Easton, David (1953) *The Political System: An Inquiry into the State of Political Science, Second Edition*, Alfred A. Knopf. (山川雄巳訳 (1976) 『政治体系：政治学の状態への探求〔第2版〕』 ぺりかん社)
- Engels, Friedrich und Karl Marx (1848) *Manifest der Kommunistischen Partei*, Gedruckt in der Office der “Bildungs-Gesellschaft für Arbeiter” von J. E. Burghard. (大内兵衛・向坂逸郎訳 (1971) 『マルクス・エンゲルス 共産党宣言』 岩波書店)
- Fishkin, James (2009) *When the People Speak: Deliberative Democracy and Public Consultation*, Oxford University Press. (曾根泰教監修・岩木貴子訳 (2011) 『人々の声が響き合うとき：熟議空間と民主主義』 早川書房)
- Gutmann, Amy (ed.) (1994) *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Princeton University Press.
- James, William (2014) *The Will to Believe: And Other Essays in Popular Philosophy*, Cambridge University Press. (福鎌達夫訳 (1961) 『信ずる意志』 日本教文社)
- Japanese Educational Research Association (2019) ‘Special Issue: Democracy and Political Education,’ in *Educational Studies in Japan: International Yearbook*.
- Lippmann, Walter (1922) *Public Opinion*, Harcourt, Brace and Company (掛川トミ子訳 (1987a) 『世論 (上)』 岩波書店；同訳 (1987b) 『世論 (下)』 岩波書店)
- Lippmann, Walter (1925) *The Phantom Public*, Harcourt, Brace and Company. (河崎吉紀訳 (2007) 『幻の公衆』 柏書房)
- Plato (1974) *The Republic*, Penguin. (藤沢令夫訳 (1979) 『国家〈上〉〈下〉』 岩波書店)
- Popper, Karl (1974) ‘Normal Science and its Dangers,’ in Imre Lakatos and Alan Musgrave (eds.), *Criticism and the Growth of Knowledge*, Cambridge University Press, 51-58. (森博監訳 (1985) 『批判と知識の成長』 木鐸社)
- Rousseau, Jean-Jacques (1968) *The Social Contract*, Penguin. (小林善彦・井上幸治訳 (2005) 『人間不平等起源論 社会契約論』 中央公論新社)

- Schmitt, Carl (1963) *Der Begriff des Politischen: Text von 1932 mit einem Vorwort und drei Corollarien*, Duncker & Humblot. (田中浩、原田武雄訳 (1970) 『政治的なものの概念』 未来社)
- Weber, Max (1919) 'Politik als Beruf,' in *Gesammelte politische Schriften*, Drei Masken Verlag. (中山元訳 (2009) 『職業としての政治 職業としての学問』 日経BP社)
- Westbrook, Robert B. (1993) *John Dewey and American Democracy*, Cornell University Press.
- Young, Iris M. (2000) *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press.
- 北山夕華 (2014) 『英国のシティズンシップ教育：社会的包摂の試み』 早稲田大学出版部。
- 桑原敏典編 (2017) 『高校生のための主権者教育実践ハンドブック』 明治図書。
- 小玉重夫 (2016) 『教育政治学を拓く：18歳選挙権の時代を見すえて』 勁草書房。
- 小玉重夫 (2003) 『シティズンシップの教育思想』 白澤社。
- 近藤孝弘 (2018) 『政治教育の模索：オーストリアの経験から』 名古屋大学出版会。
- 近藤孝弘 (2016) 「政治教育を通じた市民の育成」 佐藤学ほか編 『グローバル時代の市民形成 (岩波講座 教育 変革への展望 第7巻)』 岩波書店、73-96。
- 近藤孝弘編 (2013) 『統合ヨーロッパの市民性教育』 名古屋大学出版会。
- 近藤孝弘 (2005) 『ドイツの政治教育：成熟した民主社会への課題』 岩波書店。
- 齋藤直子 (2009) 『<内なる光>と教育：プラグマティズムの再構築』 法政大学出版局。
- 佐々木毅 (2009) 『政治の精神』 岩波書店。
- 白鳥令 (1968) 『政治発展論』 東洋経済新報社。
- 白鳥令 (1984) 「現代世界の民主主義理論」 白鳥令・曾根泰教編 『現代世界の民主主義理論』 新評論、213-229。
- 新藤宗幸 (2016) 『「主権者教育」を問う』 岩波書店。
- 総務省・文部科学省 (2015) 『私たちが拓く日本の未来：有権者として求められる力を身に付けるために』。
- 田村哲樹 (2017) 「熟議民主主義論：熟議の場としての市民社会」 坂本治也編 『市民社会論：理論と実証の最前線』 法律文化社、20-38。
- 田村哲樹 (2008) 『熟議の理由：民主主義の政治理論』 勁草書房。
- 長沼豊・大久保正弘編 (2012) 『社会を変える教育：英国のシティズンシップ教育とクリック・レポートから』 キーステージ 21。
- 奈須正裕 (2017) 『「資質・能力」と学びのメカニズム』 東洋館出版社。
- 日本政治学会編 (2016) 「特集 政治と教育」 『政治と教育〔年報政治学 2016-I〕』 木鐸社。

- 林大介 (2016) 『「18歳選挙権」で社会はどう変わるか』 集英社。
- 広田照幸 (2015a) 『教育は何をなすべきか：能力・職業・市民』 岩波書店。
- 広田照幸監修／北海道高等学校教育経営研究会編 (2015b) 『高校生を主権者に育てる：シティズンシップ教育を核とした主権者教育』 学事出版。
- 丸山眞男 (1996) 「政治的判断」『丸山眞男集』 第7巻、岩波書店。
- 宮下与兵衛 (2016) 『高校生の参加と共同による主権者教育』 かもがわ出版。
- 文部科学省 (2015) 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」。